

表-3. 2. 51(2) 主な埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	主な時代
30	三角山Ⅰ	中種子町砂中	散布地	縄文時代
31	三角山Ⅱ	中種子町砂中	散布地	縄文時代
32	三角山Ⅲ	中種子町納官砂中	散布地	縄文時代
33	三角山Ⅳ	中種子町納官砂中	散布地	縄文時代
34	園田	中種子町納官	散布地	縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期
35	大園	中種子町納官坂元・大園	集落跡	縄文時代, 縄文時代 前期, 縄文時代 後期, 縄文時代 晩期, 弥生時代, 弥生時代 中期, 中世
36	千草原	中種子町増田郡原・千草原	散布地	縄文時代, 縄文時代 前期
37	鳥ノ峯	中種子町増田中之町・鳥の峯	墓地	弥生時代, 古墳時代
38	苦浜貝塚	中種子町坂井屋久津・苦浜川	貝塚	縄文時代, 縄文時代 前期
39	輪之尾	中種子町田島輪之尾・嶽之山頭他	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
40	屋久津貝塚	中種子町坂井屋久津・西小牟礼	貝塚	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
41	大津保畑	中種子町坂井本村	散布地	縄文時代
42	立切 (立切地区)	中種子町坂井本村	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 早期
43	立切 (今平・清水地区)	中種子町坂井	散布地	縄文時代, 中世
44	立切 (大津保地区)	中種子町坂井本村	散布地	縄文時代
45	立切 (小園地区)	中種子町坂井本村	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 早期
46	塩屋阿嶽	中種子町坂井塩屋片白	散布地	弥生時代, 弥生時代 初頭～前期
47	藤平小田	南種子町島間藤平小田	集落跡	縄文時代, 縄文時代 後期, 中世
48	横峯C	南種子町島間横峯	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期
49	広田	南種子町平山奥浜渡他	墓地	縄文時代, 弥生時代, 古墳時代, 古代, 中世
50	一陣長崎鼻貝塚	南種子町中之下一陣	貝塚	縄文時代, 縄文時代 前期, 縄文時代 晩期
51	本村塚の峯	南種子町西之塚の峯	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
52	本村丸田	南種子町西之丸田	集落跡	縄文時代, 縄文時代 後期, 弥生時代, 弥生時代 後期～終末, 古代, 古代 平安
53	本村宇都	南種子町西之宇都	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
54	銭亀	南種子町西之銭亀	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期

注：遺跡名は埋蔵文化財情報データベースに登録されている名称を示します。

「埋蔵文化財包蔵地」はその特性上未発見の場合があるため、今後このほかの「埋蔵文化財包蔵地」が発見される可能性があります。

出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」

([https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai\\_public/](https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai_public/))

西之表市ウェブサイト「種子島縄文ロードマップ」

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kyoukuiinkai/shakaikyouikuka/bunkazai/bunkazai/siseki/kannbannitirann/3072.html>)

「馬毛島埋葬址―鹿児島県西之表市馬毛島椎ノ木遺跡―」(昭和55年7月、西之表市教育委員会)

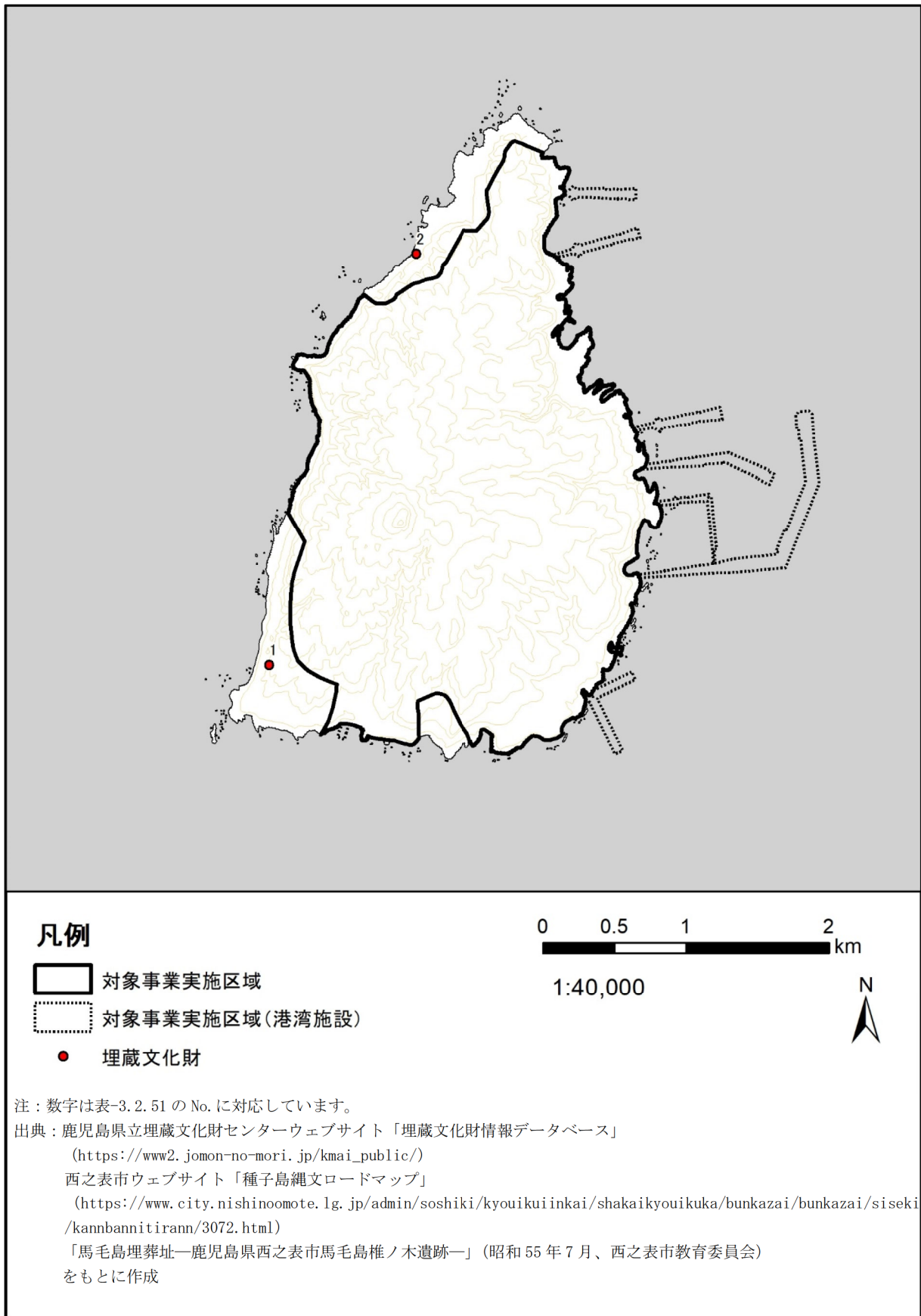


図-3.2.30(1) 主な埋蔵文化財

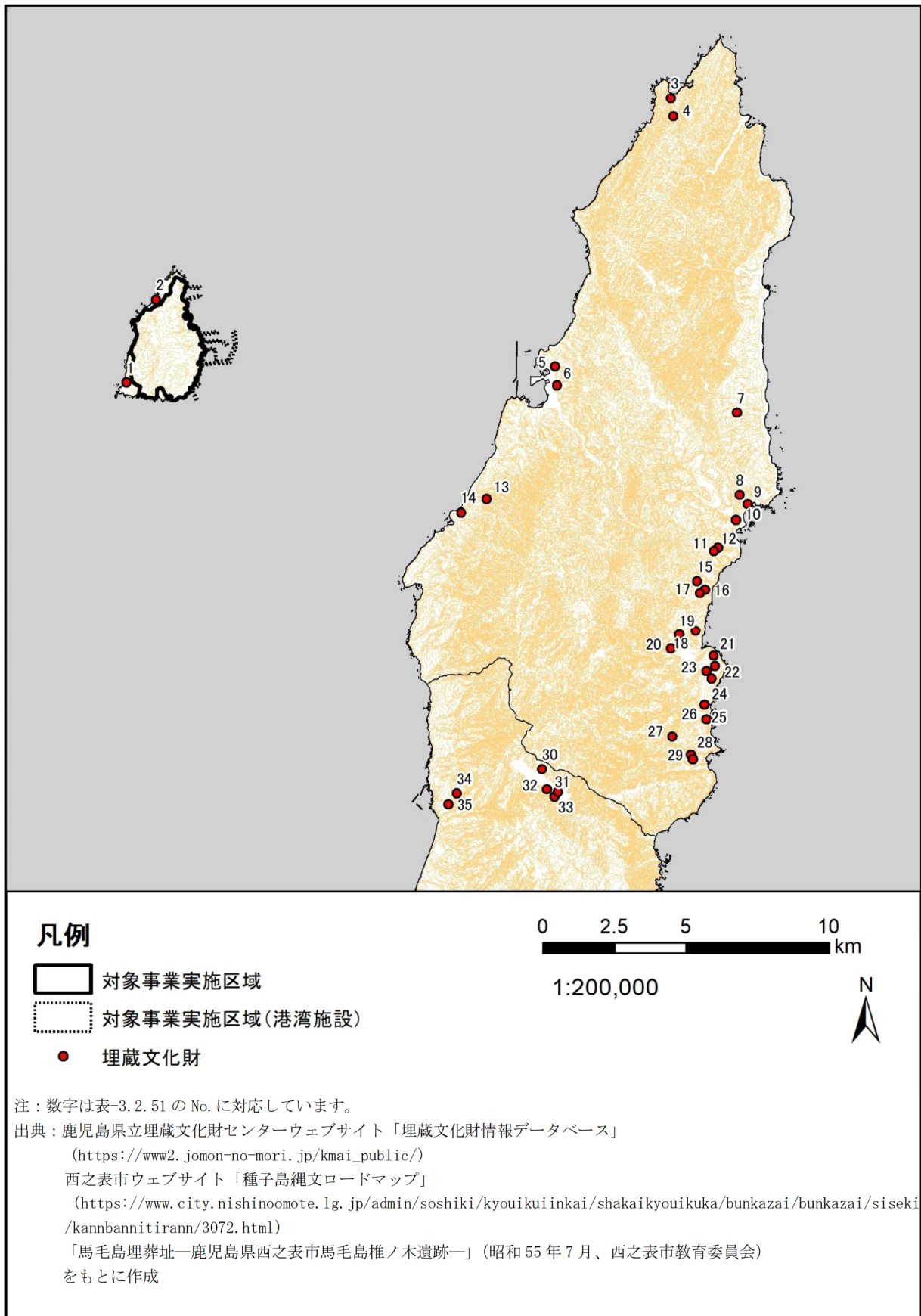


図-3.2.30(2) 主な埋蔵文化財

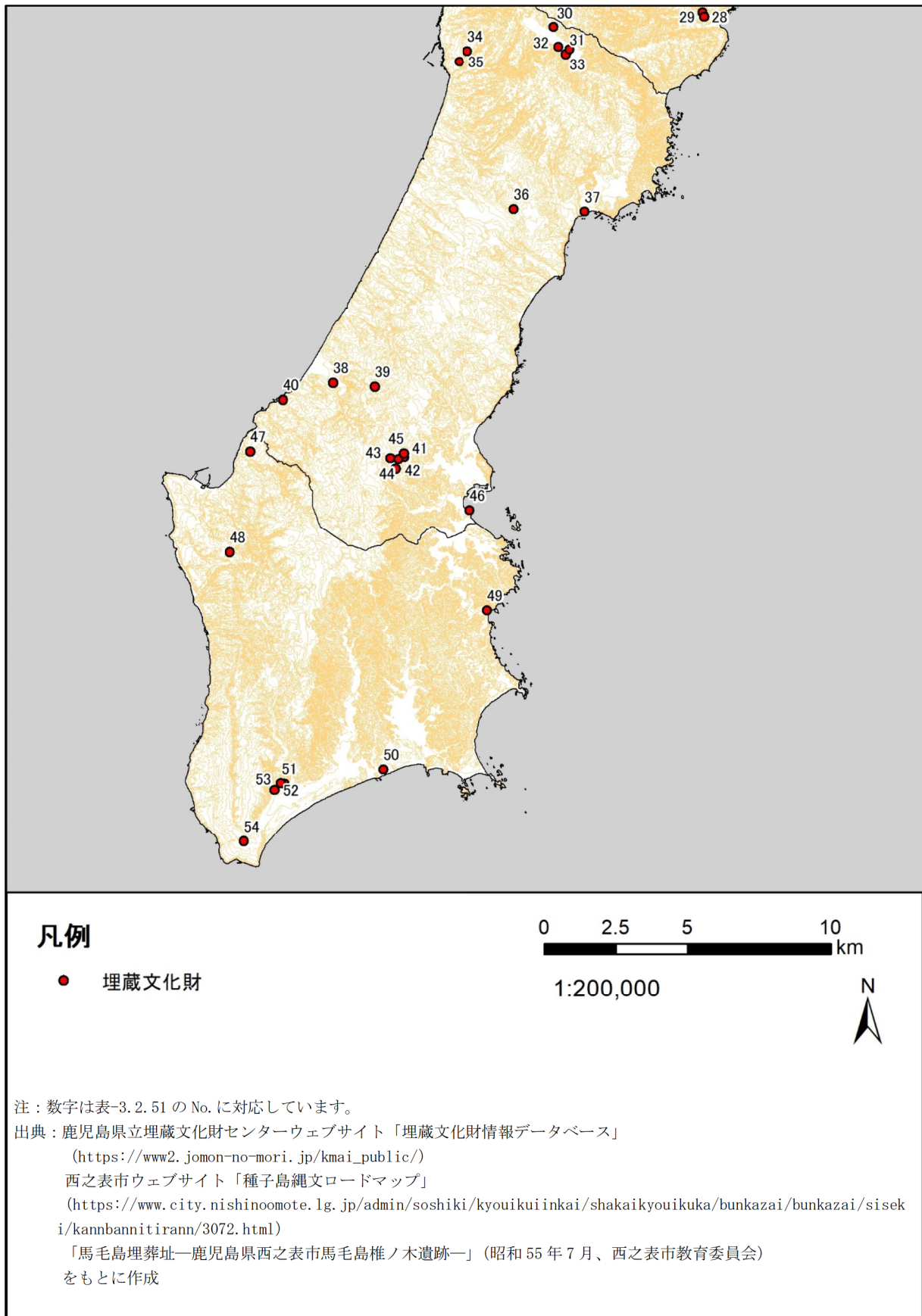


図-3.2.30(3) 主な埋蔵文化財

(5) その他の法令等による指定状況

1) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

災害防止に係る指定地域等の状況は、表-3.2.52 に示すとおりです。

表-3.2.52 災害防止に係る指定地域等の状況

災害防止に係る主な法令	指定内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	○	○	○
砂防法 (明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号)	砂防指定地	×	○	○	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	○	○
地すべり等防止法 (昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)	地すべり防止区域	×	×	×	○

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。



## 2) その他環境保全計画等

### (a) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

#### a) 環境基本計画

#### (7) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県環境基本計画の概要は表-3. 2. 53 に示すとおりです。

表-3. 2. 53(1) 鹿児島県環境基本計画の概要

<p><b>【基本目標の考え方】</b> この計画は、中長期的な観点から、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げられている、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」と基本目標（将来像）とします。</p>
<p><b>【計画の基本目標】</b></p> <p>○自然と共生する地域社会づくり 生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。 人的要因による新たな種の絶滅や、新たな侵略的外来種の意図的な進入の防止が図られています。 屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。 人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。</p> <p>○地球環境を守る脱炭素社会づくり 県民、事業者、行政が一体となり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響への適応など、脱炭素社会に向けた取組が積極的に進められています。 林業経営体をはじめ、森林ボランティア、企業等の多様な主体の連携の下、森林が適切に整備・保全されており、二酸化炭素を吸収するなどの多面的な機能が十分に発揮されています。</p> <p>○再生可能エネルギーを活用した地域づくり 自然環境に配慮しつつ、県内に存在する多様で豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの地産地消などが図られています。</p> <p>○環境負荷が低減される循環型社会の形成 従来の大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されています。 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が促進されています。</p>
<p><b>【施策の展開】</b></p> <p>1. 自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な自然環境の保全・活用</li> <li>・世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進</li> <li>・県民参加の森林づくりの推進</li> <li>・緑の空間の保全・整備</li> <li>・水辺空間の保全・整備</li> <li>・景観の形成</li> <li>・大気環境の保全</li> <li>・水・土壌環境の保全</li> <li>・騒音・振動、悪臭等の防止</li> <li>・海岸漂着物対策の推進</li> <li>・化学物質の環境安全管理</li> <li>・原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全</li> </ul> <p>2. 地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化防止に向けた気運の醸成</li> <li>・温室効果ガス排出削減対策の推進</li> <li>・多様で健全な森林づくりの推進</li> </ul>

表-3. 2. 53 (2) 鹿児島県環境基本計画の概要

【施策の展開】	
3. 再生可能エネルギーを活用した地域づくり	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進</li> <li>・ 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進</li> <li>・ 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上</li> <li>・ 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制</li> <li>・ 地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化</li> <li>・ 地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施</li> </ul>	
4. 環境負荷が低減される循環型社会の形成	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの排出抑制・リサイクル等の促進</li> <li>・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進</li> <li>・ 産業廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>	
5. 良好な環境を支える共通施策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価等の推進</li> <li>・ 調査研究・監視測定等の充実</li> <li>・ 公害紛争の適正処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育・環境学習の推進</li> <li>・ 環境情報の整備・国際協力等の推進</li> <li>・ 環境に配慮した事業活動等の促進</li> </ul>
6. 環境保全に関する重点施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋久島環境文化村構想の推進</li> <li>・ 奄美群島自然共生プランの推進</li> <li>・ 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進</li> <li>・ 環境と調和した農業の推進</li> <li>・ かごしま生活排水処理構想の推進</li> <li>・ 屋久島 CO<sub>2</sub>フリーの島づくりの推進</li> <li>・ 地球温暖化の防止に貢献する森林づくりの推進</li> <li>・ 地球環境を守るかごしま県民運動の推進</li> <li>・ 再生可能エネルギー導入の推進</li> <li>・ 環境共生住宅の普及促進</li> <li>・ ごみ減量化・リサイクルの推進</li> <li>・ 資源循環による持続可能な地域づくりの推進</li> <li>・ 環境教育等行動計画の推進</li> </ul>	

出典：鹿児島県ウェブサイト 「鹿児島県環境基本計画」(令和3年3月)

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/sougou/keikaku/kihonkeikaku/index2.html>)